

## Q & A よくあるご質問

### Q. 学術リポジトリとは何ですか。

- A. 北海道医療大学学術リポジトリとは、本学で生産された研究成果・教育資源を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献を目的とするものです。

### Q. Word で作成しましたが、PDF ファイルに変換するにはどうすればよいでしょうか。

- A. 市販の PDF ファイルへの変換ソフトウェアを利用してください。なお、スキャンデータを PDF ファイルに変換した場合は、テキストデータが含まれないので注意してください。ご不明な場合は、図書館にご相談ください。

### Q. 雑誌掲載論文を博士論文として提出予定です。

- A. まず、著作権を学会・出版社に譲渡しているか確認し、譲渡していた場合、博士論文として利用し、インターネット公表する権利があるか確認する必要があります。学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。
- ・学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
  - ・権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
  - ・また、その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成した PDF を認める場合、全く認めない場合などがあります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典や URL を示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合は、学会・出版社に確認をとるようにします。問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- ・博士論文として提出すること、あるいは、博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- ・また、文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表すること。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも直接問い合わせることで許諾を得られることがあります。

### Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したいのですが。

- A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

### Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したいのですが。

- A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、またその博士論文をインターネット

公表できるかどうか、確認してください。

**Q. 発表した自分の論文を改訂 (revise) して使用したいのですが。**

A. 改訂する場合でも、過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約の確認をしてください。

**Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要でしょうか。**

A. 発行主体の学内外を問わず、権利の確認をしてください。

**Q. 共同著作物を博士論文に使用したいのですが。**

A. 2人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の著作した部分を分離して使用できないもののことを「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は、著作権法第65条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」とあります。

よって、共著論文の場合は、予め共著者全員の許諾を得ておいてください。博士論文がインターネット公表されることへの許諾も必要です。

卒業等で共著者と連絡が取れなくなる可能性も考慮して、早めに許諾を得ておいた方が良いでしょう。

**Q. 図表や写真を博士論文に使用したいのですが。**

A. 他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。

引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。<sup>1</sup>

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること
2. 「公正な慣行」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. 出所の明示が必要なこと

引用の要件を満たさない転載は、著作権者の許諾を得る必要があります。

その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、またその博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

**Q. 出版社との著作権譲渡契約書を見たのですが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。**

A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問合せると良いでしょう。

なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website” や “employer’s website” などの表現が使われている場合もあります。

**Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。**

A. 共著論文の場合は、責任著者 (corresponding author) が契約書にサインすることが多

---

<sup>1</sup> 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より  
<<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取るようにならう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者の方から契約内容を教えてもらうようにならう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。

**Q. アンケート調査結果を博士論文に使用したいのですが。**

- A. アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、予め、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち「個人情報保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

**Q. 博士論文をこれから学術雑誌に投稿する予定です。**

- A. 博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿することができます。しかしながら、インターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先に予め問合せおくとい良いでしょう。

- ・博士論文の内容を投稿することが可能か。
- ・その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”, “Multiple Publication”, “Duplicate Publication” など、多重公表についての規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにならう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

**Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合は、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に、公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。**

- A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるので、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。

**Q. 特許を申請したいです。**

- A. 特許の申請にあたり、論文全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる場合は、「やむを得ない事由」にあたります。登録許諾書にその旨記入し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。